

平成30年第6回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成30年12月11日（開会）

平成30年12月13日（閉会）

日程第5 議案第1号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第11 議案第7号 平成30年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 予算議案の方をお願いしたいと思います。第6回定例会提出予算議案、厚い綴りの方になります。1ページをお願いいたします。

議案第1号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算についてであります。

平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,638万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,214万3,000円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。補正の主なものをご説明いたします。はじめに歳入でございます。

13款国庫支出金 1項国庫負担金 1目民生費国庫負担金379万2,000円の追加であります。これは主に1節社会福祉費負担金で、障害者自立支援給付費の国庫負担分382万2,000円の追加でございます。同じく2項国庫補助金 6目教育費国庫補助金400万円の追加であります。これは6節ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、小中学校のエアコン設置に対する補助金でございます。

14款県支出金 1項県負担金 1目民生費県負担金230万4,000円の追加であります。これは主に1節社会福祉費負担金で負担金の191万1,000円の追加で障害者自立支援給付費の県の負担分でございます。

14、15ページをお願いいたします。

17款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金2,643万5,000円の追加であります。これは1節財政調整基金繰入金で、補正の原資となるものでございます。

19款諸収入 4項雑入 4目雑入113万4,000円の追加であります。これは南沢地区の火災により消失した光ケーブルの復旧工事費保険金でございます。

20款村債 1項村債 8目学校教育施設等整備事業債800万円の新規追加でございます。小中学校のエアコン整備に係る借入金でございます。

16、17ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 2目文書広報費115万9,000円の追加でございます。これは負担金補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金で、地方税共通納税システム導入に係る改修費でございます。同じく11

目地域公共交通費 131 万 6,000 円の追加でございます。これは 19 節負担金補助及び交付金のバス路線維持費で、バス会社の決算確定による増額でございます。

同じく 12 目情報通信施設管理費 113 万 9,000 円の追加です。これは 15 節工事請負費で、火災により消失した光ケーブルの復旧工事費でございます。

20、21 ページをお願いします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目国民健康保険費 168 万 9,000 円の減額です。これは主に 28 節繰出金の国民健康保険事業勘定特別会計繰出金の 138 万 6,000 円の減額によるもので、財政安定化事業基準額の確定によるものでございます。同じく 3 目老人福祉費 638 万 2,000 円の追加でございます。これは 28 節繰出金の介護保険事業勘定特別会計への繰出しで、介護給付費見込み額の増によるものでございます。同じく 6 目障害者福祉費 764 万 5,000 円の追加です。これは 20 節扶助費の障害者施設支援費の追加で、実績の見込みによる増でございます。

24、25 ページをお願いいたします。

4 款衛生費 2 項清掃費 1 目塵芥処理費 243 万 8,000 円の減額です。これは主に 13 節委託料のごみ処理委託料 264 万 1,000 円の減額で、平成 29 年度分の委託料確定によるものでございます。3 項診療所費 1 目診療所費 111 万 7,000 円の追加です。これは 28 節繰出金で国保診療施設勘定特別会計への繰出金でございます。

28、29 ページをお願いいたします。

9 款消防費 1 項消防費 2 目常備消防費 137 万 9,000 円の追加です。これは 13 節委託料の常備消防委託料です。平成 29 年度分の委託料確定によるものでございます。

30、31 ページをお願いいたします。

10 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費 2,369 万 6,000 円の追加でございます。これは 13 節委託料と 15 節工事費の追加で、小中学校にエアコンを整備するための費用でございます。

議案の第 1 号については、以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく 37 ページをお開きください。

議案第 2 号 平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,903 万 9,000 円を

増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,874 万 5,000 円とするものでございます。

44 ページ、45 ページをお開きください。歳入でございます。

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金 3,899 万 4,000 円の追加でございます。1 節普通交付金として追加でございます。歳出の一般被保険者療養給付費等の実績見込みの増に伴い交付金の増額を見込むものでございます。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 173 万 4,000 円の減額でございます。主なものは 5 節の財政安定化支援事業費繰入金 143 万 1,000 円の減額でございます。交付額の決定によるものでございます。同じく 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 177 万 9,000 円の追加でございます。一般会計繰入金と額決定により基金の繰入金を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

主なものは、2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費 3,088 万 9,000 円の追加でございます。19 節負担金補助及び交付金、一般被保険者療養給付費の実績見込みの増加による追加でございます。同じく 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費 810 万 5,000 円の追加でございます。19 節負担金補助及び交付金として追加するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 引き続きまして 51 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についてでございます。

平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 111 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,000 万 3,000 円とするものでございます。

58、59 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金 111 万 7,000 円の追加でございます。これは 1 節繰入金で、一般会計からの繰入でございます。

60、61 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 111 万 7,000 円の追加です。これは 2 節給料から 4 節共済費までは、職員の人件費の追加でございます。18 節備品購入費につきしては、歯科コンピュータの更新経費ということで 77 万

7,000 円でございます。

議案第 3 号については、以上でございます。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（大沢寿） それでは 65 ページをお開きください。

議案第 4 号 平成 30 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございます。

平成 30 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,316 万 3,000 円とするものでございます。

72、73 ページをお開きください。歳入でございます。

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金 4 万 4,000 円の追加でございます。

次のページ、74、75 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 万 4,000 円の追加でございます。2 節から 4 節まで人件費の追加でございます。

79 ページをお願いします。

議案第 5 号 平成 30 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

平成 30 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,188 万 6,000 円とするものでございます。

86、87 ページをお願いいたします。歳入でございます。

2 款繰入金 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金 4 万 8,000 円の追加でございます。

次に 88、89 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 4 万 8,000 円の追加でございます。2 節から 4 節まで職員の人件費に係るものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） それでは同じく 93 ページをお開きください。

議案第 6 号 平成 30 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)であります。

平成 30 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,867 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,387 万 7,000 円とするものでございます。

100 ページ、101 ページをお開きください。歳入であります。主なところをご説明いたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 776 万円の追加でございます。1 節現年度分、介護給付費負担金でございます。歳出の実績見込み額の増額に合わせて負担金の増額を見込むものでございます。同じく 2 項国庫補助金 1 目調整交付金 451 万 3,000 円の追加であります。1 節現年度分、調整交付金でございます。同じく歳出の総額に合わせて見込むものでございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 1,271 万円の追加でございます。こちら現年度分の介護給付費交付金として、歳出の増額見込みに合わせ見込むものでございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 754 万円の追加でございます。1 節現年度分、介護給付費負担金として、同じように増額を見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金 588 万 5,000 円の追加でございます。1 節前年度分、介護給付費の繰入金として見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス給付費 4,000 万 3,000 円の追加でございます。19 節負担金補助及び交付金でございます。在宅介護サービス給付費 689 万 3,000 円、それから施設介護サービス給付費 3,311 万円の追加でございます。介護認定を受け介護サービスを利用する方の増加によりまして、給付費の支払実績が増えてございます。最終的な実績額を増加すると見込み追加するものでございます。同じく 2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費 230 万円の追加でございます。19 節負担金補助及び交付金 230 万円の追加でございます。こちら同じく要支援者の認定者が増えておりまして、サービスを利用する方が増えてございます。実績見込み額を増額と見込みまして追加させていただくものでございます。

議案第 6 号については、以上でございます。

続きまして、113 ページをお開きください。

議案第 7 号 平成 30 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

平成 30 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,845 万 9,000 円とするものでございます。

120 ページ、121 ページをご覧ください。歳入でございます。

一般会計繰入金金が 49 万円の減額でございます。後期高齢者医療の保険基盤安定負担金の額が決定したことに伴い、一般会計からの繰入金が減額となるものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。49 万円の減額であります。19 節負担金補助及び交付金 49 万円の減額でございます。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が決定しましたので、広域連合への納付金を 49 万円減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(小林信) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号から議案第 7 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 12 議案第 8 号～日程第 14 議案第 10 号 上程・付託

○議長(小林信) 日程第 12 議案第 8 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 14 議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小林博隆) 資料の方は提出議案の方になります。提出議案の綴りの 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

議会議員の期末手当の額の改定を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

2 ページをお開き願います。

内容でございます。平成 30 年 12 月の期末手当の額を 0.1 カ月引き上げ、1.6375 カ月分とし、平成 31 年度分については、6 月、12 月とも 1.5875 カ月分とするものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条については平成 31 年 4 月 1 日からの施行となります。

3 ページをお願いいたします。

議案第 9 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。一般職の職員の給与改正に伴い特別職の職員で常勤のものの期末手当の額の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

4 ページをお開き願います。

内容については、議会議員のものと同様でございます。従いまして、平成 30 年 12 月の期末手当の額を 0.1 カ月引上げ、1.6375 カ月分とし、平成 31 年度分については 6 月、12 月とも 1.5875 カ月とするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条につきましては、平成 31 年 4 月 1 日からの施行となります。

5 ページの方をお願いします。

議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給与表及び宿日直手当、勤勉手当等の額を改定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

6 ページをお開きください。

内容につきましては、6 ページから 16 ページまでとなっております。主な内容についてご説明いたします。

宿日直手当を 4,200 円から 4,400 円とし、特殊な場合の宿日直手当も、それぞれ改正するということでございます。

また、勤勉手当について、平成 30 年 12 月の勤勉手当の額を 0.1 カ月引上げて、0.925 カ月分とし、再任用職員についても 0.05 カ月引上げ 0.45 カ月分とする。それから平成 31 年度分につきましては、6 月、12 月とも 0.875 カ月分とし、再任用職員は 0.425 カ月分とするものでございます。

次から示されています給料表につきまして、公務員格差の 0.09% を埋めるための改正となっております。

それから期末手当についてでございますけれども、平成 31 年度から 6 月と 12 月の支給の額を同率の 1.25 カ月とするというものでございます。

主な改正点については、以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 8 号から議案第 10 号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 15 議案第 11 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 15 議案第 11 号 上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件は、7 番、武石辰久君が当事者であり業務に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって除斥を求めます。

（7 番 武石辰久議員 除斥）

提案理由の説明を求めます。総務課長

○総務課長（小林博隆） 提出議案の 17 ページでございます。

議案第 11 号 上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村長信田交流センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の既定により、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称としては

上小阿仁村仏社字長信田日の台 130 番地

長信田集落会長 武石辰久

2. 指定の期間につきましては、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間としてございます。

提案理由につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によるもの
でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（小林信） 議案第11号は総務産業常任委員会に付託いたします。

7番 武石辰久君の除斥を解きます。

（7番 武石辰久議員 着席）

日程第16 議案第12号から日程第19 議案第15号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第16 議案第12号 上小阿仁村若者センターの指定
管理者の指定についての件から、日程第19 議案第15号 上小阿仁村保健セ
ンター及び上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての
件まで、4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案の18ページでございます。議案第12号 上小
阿仁村若者センターの指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村若者センターの指定管理者として指定したいので、上
小阿仁村公の施設の係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第1
項の規定にり、議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称につきましては、

上小阿仁村沖田面字野中 278 番地 2

沖田面集落会長 小林 寛

2. 指定の期間でございます。

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間でございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

19ページをお願いします。

議案第13号 上小阿仁村沖田面近隣公園の指定管理者の指定についてであ
ります。

次の団体を上小阿仁村沖田面近隣公園の指定管理者として指定したいので、
上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条第
1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称でございます。

上小阿仁村沖田面字野中 278 番地 2

沖田面集落会長 小 林 實

2. 指定の期間でございます。

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものでございます。

20 ページをお願いします。

議案第 14 号 上小阿仁村ふるさと公園及び上小阿仁村小沢田農村公園の指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村ふるさと公園及び上小阿仁村小沢田農村公園の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称でございます。

上小阿仁村小沢田字小沢田 74 番地

小沢田集落会長 田 中 安 規

2. 指定の期間です。

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものでございます。

21 ページをお願いします。

議案第 15 号 上小阿仁村保健センター及び上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

次の団体を上小阿仁村保健センター及び上小阿仁村高齢者生活福祉センターの指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称でございます。

上小阿仁村小沢田字向川原 80 番地

社会福祉法人 上小阿仁村社会福祉協議会

会長 萩 野 芳 昭

2. 指定の期間でございます。

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものでございます。以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

○議長（小林信） 議案第 12 号から議案第 15 号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 20 議案第 16 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 20 議案第 16 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 議案書の 22 ページでございます。

議案第 16 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、その他規定の整備を行い、秋田県市町村総合事務組合規約の一部を、別記のとおり変更する議案を提出するものでございます。

提案理由でございます。

大仙美郷環境事業組合が平成 31 年 3 月 31 日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

22 ページの変更内容でございますけれども、提案理由と同じでございます。団体の数の減少等でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

○議長（小林信） 議案第 16 号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 21 議案第 17 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 21 議案第 17 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく 24 ページをご覧ください。

議案第 17 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例について、別記のとおり提出する
ものでございます。

提案理由は、地方税法の一部改正に伴い、生産性向上特別措置法の規定による導入促進基本計画に基づく設備投資について、特別措置を講じる必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

25 ページが内容となっておりますが、第 1 条では、附則第 8 条の 2 に第 26 項とし、法規則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とするを加えるもので、それまでの第 26 項を第 27 項とするものであります。この内容は生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援のため、集中投資期間中における臨時の措置として、市町村が作成した生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画に基づき中小企業が行った先端設備への投資について、固定資産税を 3 年間、村の場合は 0 にするというものでございます。

第 2 条につきましては、上位法において改正される項について条例でその改正する内容となっております。

この条例は、公布の日からの施行となりますが、ただし、第 2 条については、上位法の施行日にあわせ平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

○議長（小林信） 議案第 17 号は総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 22 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 22 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

15 時 40 分 散会